

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の施行から1年 ～現在の状況と宣誓者によるアンケートの集計結果を公開～

千葉市では、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、平成31年1月29日に「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、その後1年が経過しました。

このたび、現在の状況と宣誓者等によるアンケートの集計結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 現在の状況

(1) 宣誓組数

- ・令和2年2月25日時点 57組

【月別宣誓組数（57組の内訳）】

年度	平成30年度			令和元年度										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
宣誓組数	7	9	8	6	7	3	1	1	3	1	3	2	3	3

(2) パートナーシップ宣誓証明書・カードの利用状況（参考：別添「千葉市パートナーシップ宣誓制度宣誓者アンケート集計結果報告書」5ページ）

- ・職場の結婚祝金
- ・職場のパートナー（結婚）休暇
- ・民間賃貸住宅への入居手続き
- ・市立病院での利用
- ・携帯電話の家族割引サービスへの申込
- ・保険の家族登録サービスへの申込
- ・クレジットカードの家族カード発行の申込 など

(3) 宣誓者からの感想（参考：別添「千葉市パートナーシップ宣誓制度宣誓者アンケート集計結果報告書」16ページ）

- ・パートナーとの精神的な結びつきが強まったように感じる。
- ・気持ちの面で、安心することが多くなった。
- ・自治体に公的に認められることで、社会生活に参画する気持ちが高まった。
- ・証明書等を見せることで、2人の関係性を信頼されるようになった。
- ・証明書があることで、パートナーとの関係性の証明を求められた時に細々とした説明をしなくて済む。

(4) 市民からの感想（参考：別添「2019年度第11回WEBアンケート調査報告書」9～14ページ）

- ・同性、異性を問わない制度にしたことは素晴らしい。
- ・とても良い制度だと思う。もっと情報発信をして周知してもらえると良い。
- ・このような制度を取り入れている自治体がまだまだ少ないので、すでに実施している自治体が連携して国に働きかけ等を行っても良いのではないかと思う。
- ・パートナーシップ宣誓制度があることは良いが、だからと言って社会全体が認めたということにはならないと思う。
- ・制度が広がり、たくさんのパートナーが少しでも充実した日々が送れるよう願う。
- ・法律に定めのないことを、行政が勝手に行うのは間違いだと思う。
- ・特に宣誓する必要なし。特別視することは必要ない。
- ・人が人として認められるひとつだと思う。

2 今後の取組

「千葉市パートナーシップ宣誓制度宣誓者アンケート集計結果報告書」及び「2019年度第11回WEBアンケート調査報告書」の結果より、パートナーシップ宣誓証明書・カードの利用の場が広がってきていることが伺える一方で、パートナーシップ宣誓制度を知っていたと回答した者の割合が、50.0%となっていることから、引き続き市民や事業者等に対して周知を実施していく。

また、類似の制度を実施している自治体との連携について検討していく。